

災害発生時の休園判断基準

園 宛

	事前予知が可能な災害					事前予知が不可能な災害		
	警戒 レベル	風水害 	土砂災害 	気象 情報	大雪 	震度	地震 	感染症 
休園判断基準	5 緊急安全 確保	市:休園要請	市:休園要請 (土砂災害警戒区域に立地)	特別 警報	原則開所 ※園:大雪特別警報の発令や 福井市雪害対策本部の 設置の条件下で、 施設状況や人員体制、 周辺環境等を踏まえて 登園自粛や休園が可能 (園判断、市と協議要)	6以上	園:施設の安全や職員の確保が 困難な場合は休園可能 (園判断)	原則開所 ※国または県が新型インフル エンザ等の感染症流行に かかる緊急事態宣言等を 発令した場合、感染レベルに 応じて休園
	4 避難指示	市:休園要請	市:休園要請 (土砂災害警戒区域に立地)	警報		5強	園:施設の安全や職員の確保が 困難な場合は休園可能 (園判断)	
	3 高齢者等 避難	園:休園可能 (園判断、市と協議要)	園:休園可能 (土砂災害警戒区域に立地) (園判断、市と協議要)			5弱	園:施設の安全や職員の確保が 困難な場合は休園可能 (園判断、市と協議要)	
	2	※上記の基準にかかわらず、施設の立地 条件等を考慮してより一層の警戒が必要 となる場合、市と協議の上で休園が可能	※土砂災害警戒区域に立地しない園にお いては、通園路が土砂災害警戒区域を通 る等の止むを得ない事由があれば、市と 協議の上で休園が可能			4		
						3		
	1			注意報		2		
						1		
休園判断時期	登園前	午前6時の時点で判断 午前6時から登園前までは、避難情 報の発令時点で判断	午前6時の時点で判断 午前6時から登園前までは、避難情 報の発令時点で判断	午前6時の時点で判断		地震発生後に判断		休園となる感染レベルに達した時 点で判断
	保育中	避難情報の発令時点で判断 ※休園は安全な場所に避難したうえで決定		降雪や周辺等の状況に応じて判断		地震発生後に判断		休園となる感染レベルに達した時 点で判断
応急保育	場所	①受入可能な公私立の保育園・幼稚園・こども園 ②使用可能な公共施設 ③その他安全に保育をすることが可能な場所						
	対象者	①保護者が医療従事者、警察官、消防士である家庭 ②保護者が社会機能を維持するために就業を継続することが必要な者である家庭 ③ひとり親家庭や疾病等の理由で、自宅で保育することが困難な家庭 ④被災された家庭(感染症の場合は除く)						

応急保育は、施設の損壊や保育者の確保困難等の事由により、緊急的に別の場
所で長期的な保育が必要となる場合に実施

※上記表は、休園を判断する基準(目安)であり、最終的には気象条件や施設の立地条件、周囲の環境状況等を踏まえて判断します。